

平成 22 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 フジスタッフホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 増山 浩史
(JASDAQ・コード 2147)
問合せ先 経営管理本部長 小森 育夫
電話 03-5220-2457

定款の一部変更、事業年度の末日（決算期）の変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 22 日付「定款の一部変更、事業年度の末日（決算期）の変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 22 年 11 月 22 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、事業年度の変更に係る定款の一部変更、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項（下記 I. において定義されるものをいいます。）に係る定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式（下記 I. において定義されるものをいいます。）の全部の取得について臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について、当社普通株式を保有する株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式について、平成 23 年 1 月 17 日を基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、平成 23 年 1 月 18 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を当社が取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株に対し、当社定款第 5 条の 2 に定める A 種種類株式を 30,315 分の 1 株の割合をもって当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更、事業年度の末日（決算期）の変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 22 年 11 月 22 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の事業年度の変更に係る定款の一部変更、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項（下記において定義されるものをいいます。）に係る定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催しました。

当社定款の一部を変更し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとしていた当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、現在進行中の第 4 期事業年度を、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日の 9 ヶ月間とする旨の定めを新設し、その他所要の変更をいたします（定款一部変更の件（1））。定款一部変更の件（1）による変更後の当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定め等を新設いたします（定款一部変更の件（2））。

定款一部変更の件(1)及び定款一部変更の件(2)による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい、以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)(定款一部変更の件(3))。

会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件(1)、定款一部変更の件(2)及び定款一部変更の件(3)による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て(自己株式を除きます。)を取得し、当社は株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を30,315分の1株の割合をもって交付いたします。

II. 当社定款の一部変更、事業年度の末日の変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 事業年度の変更に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(1))の承認決議

(1) 承認された事項の内容

定款一部変更の件(1)は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成22年11月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件(1)に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生いたしました。

2. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(2))の承認決議

(1) 承認された事項の内容

定款一部変更の件(2)は、本臨時株主総会における第2号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成22年11月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件(2)に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生いたしました。

3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(3))の承認決議

(1) 承認された事項の内容

定款一部変更の件(3)は、本臨時株主総会における第3号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成22年11月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件(3)に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成23年1月18日に発生いたします。

4. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年11月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、定款一部変更の件(3)に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成23年1月18日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、各株主様に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をランスタッド日本合同会社(以下「RNGK」といいます。)に対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に27,500円(RNGKが当社普通株式及び新株予約権に対して公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成23年1月18日といたします。

III. 上記定款一部変更等の日程(予定)

上記定款一部変更等の日程(予定)は以下のとおりです。

なお、上記定款一部変更等の結果、当社普通株式は、大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年12月13日から平成23年1月12日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年1月13日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

事業年度の変更に係る定款一部変更(上記定款一部変更の件(1)及び種類株式発行に係る定款一部変更(上記定款一部変更の件(2))の効力発生日	平成22年12月13日(月)
整理銘柄への指定	平成22年12月13日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日公告	平成22年12月30日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成23年1月12日(水)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年1月13日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成23年1月17日(月)

全部取得条項に係る定款一部変更（上記定款一部変更の件（3））の効力発生日	平成23年1月18日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年1月18日（火）

以上